

# 育児に関する助成金制度

## ① 中小企業子育て支援助成金

### 助成の内容

- 育児休業の所得促進を図るため、一定の要件を備えた従業員数100人以下の医院、病院で初めて育児休業取得者が出た場合に助成します。
- 雇用保険の被保険者として **1年以上雇用**されていた職員が、**6月以上育児休業を取得**し、かつ復職後 **1年以上雇用**されていることが必要です。

### 助成額

- 1人目・・・・・・・・・・100万円
- 2人目～5人目まで・・・80万円

## ② 両立支援レベルアップ助成金

### 助成の内容（子育て期の短時間勤務支援コース）

- 3歳まで（中規模以上は小学校就学前）の子を養育する職員が、短時間正職員として勤務できる制度を導入し、この制度を6ヵ月以上利用した場合に助成されます。

（※小規模事業所とは職員数100人以下を指します）

### 助成金額

- 1人目・・・・・・・・100万円（小規模） 50万円（中規模）  
40万円（大規模）
- 2人目以降・・・・80万円（小規模） 40万円（中規模）  
10万円（大規模）

※上記の他、育児に関しては様々な助成金制度が設けられています。